二　人の生命又は身体に危害を与える罪として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの

三　前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの

イ　刑法第百七十七条（強制性交等）、第二百二十五条の二（身の代金目的略取等）及び第二百三十六条（強盗）の罪

［ロ～ヘ　略］

トイからヘまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第二条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（重大な不正行為）	（重大な不正行為）
第一条　警備業法（以下「法」という。）第三条第三号の国家公安委員会規則で定める重大な不正行為は、次のとおりとする。	**第一条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　［同上］	
イ　［同上］	
ロ　イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの	
三　前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの	
イ　刑法第百七十七条（強姦）、第二百二十五条の二（身の代金目的略取等）及び第二百三十六条（強盗）の罪	
［ロ～ヘ　同上］	
トイからヘまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの	

二　次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為

ア　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十二条、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十条、第百二十五条から第百二十八条（第百二十四条第一項に係る部分を除く。）まで、第百四十六条、第百七十七条、第百七十八条第二項、第百七十九条第二項、第百八十条（第百七十七条、第百七十八条第二項及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。）、第百八十一条第二項、第百九十九条、第二百三条（第百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百二十五条から第二百二十六条まで、第二百二十七条第二項若しくは第四項、第二百二十八条（第二百二十四条並びに第二百二十七条第一項及び第三項に係る部分を除く。）、第二百三十五条から第二百三十六条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項、第二百四十三条、第二百四十六条、第二百四十八条から第二百五十条（第二百四十七条に係る部分を除く。）まで、第二百五十三条又は第二百五十六条第二項に規定する罪

［イ～シ　略］

三　［略］

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第二条　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一　［略］

二　刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一

二　［同上］

ア　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十二条、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十条、第百二十五条から第百二十八条（第百二十四条第一項に係る部分を除く。）まで、第百四十六条、第百七十七条、第百七十八条（第百七十六条に係る部分を除く。）、第百七十九条（第百七十七条及び第百七十八条（第百七十六条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）及び第百七十九条（第百七十六条及び第百七十八条に係る部分に限る。）を除く。）、第百九十九条、第二百三条（第百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百二十五条から第二百二十六条まで、第二百二十七条第二項若しくは第四項、第二百二十八条（第二百二十四条並びに第二百二十七条第一項及び第三項に係る部分を除く。）、第二百三十条、第二百三十五条から第二百三十六条まで、第二百四十一条第一項及び第三項、第二百四十三条、第二百四十六条、第二百四十八条から第二百五十条（第二百四十七条に係る部分を除く。）まで、第二百五十三条又は第二百五十六条第二項に規定する罪

［イ～シ　同上］

三　［同上］

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第二条　［同上］

一　［同上］

二　刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、